本号で公布された法令のあらまし

◇**国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令**（政令第一八八号）（厚生労働省）

1　国民年金の保険料を後納する場合における保険料の加算額

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「平成二三年年金確保支援法」という。）に基づく国民年金の後納保険料の納付を行う場合における保険料の加算額を定めることとした。（第一条関係）

2　日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する国民年金法の技術的読替え

平成二三年年金確保支援法に基づく後納保険料の納付に関し、厚生労働大臣から日本年金機構への権限の委任に係る必要な技術的読替えを定めることとした。（第二条関係）

3　後納保険料の納付手続等

後納保険料の納付について、その承認を受けようとする国民年金の被保険者又は被保険者であった者（国民年金法による老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、国民年金後納保険料納付申込書に、国民年金手帳を添えて日本年金機構に提出することとしたほか、その他必要な事項は厚生労働省令で定めることとした。（第三条関係）

4　経過措置

国民年金後納保険料納付申込書の提出は、平成二四年一〇月一日前においても行うことができることとした。（附則第二項関係）

5　施行期日

この政令は、平成二四年一〇月一日から施行することとした。ただし、4については、平成二四年八月一日から施行することとした。

◇**東日本大震災に伴う国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給停止等に係る平成二十三年の所得の額の計算方法の特例に関する政令**（政令第一八九号）（厚生労働省）

1　次に掲げる給付の受給権者等の所得により支給を停止し、又は制限する場合における平成二三年の所得の額の計算方法について、東日本大震災により受けた損失の金額を、地方税法の規定により平成二二年の損失とみなして同年の所得から雑損控除を受けたときは、平成二三年の所得の額から当該東日本大震災により受けた損失の金額に係る雑損控除額を控除する措置を講ずることとした。

㈠　国民年金法第三〇条の四の規定による障害基礎年金

㈡　国民年金法等の一部を改正する法律（以下「昭和六〇年改正法」という。）の規定による改正前の国民年金法による老齢福祉年金

㈢　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金

㈣　児童扶養手当法による児童扶養手当

㈤　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当

㈥　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当

㈦　特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当

㈧　昭和六〇年改正法附則第九七条第一項の規定による福祉手当

2　この政令は、平成二四年八月一日から施行することとした。

政　令

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年七月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百八十八号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第二条第一項、第八項及び第十一項並びに第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成二十三年年金確保支援法附則第二条第一項に規定する政令で定める額）

第一条　国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「平成二十三年年金確保支援法」という。）附則第二条第一項に規定する政令で定める額は、同項の規定により同項に規定する後納保険料（以下「後納保険料」という。）を納付する月（以下この項において「納付対象月」という。）が次の表の上欄に掲げる年度に属する場合において、当該納付対象月に係る国民年金の保険料に相当する額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。

平成十四年度	○・一二三
平成十五年度	○・一〇七
平成十六年度	○・〇九一
平成十七年度	○・〇七二
平成十八年度	○・〇五四
平成十九年度	○・〇三八
平成二十年度	○・〇二四
平成二十一年度	○・〇一二